

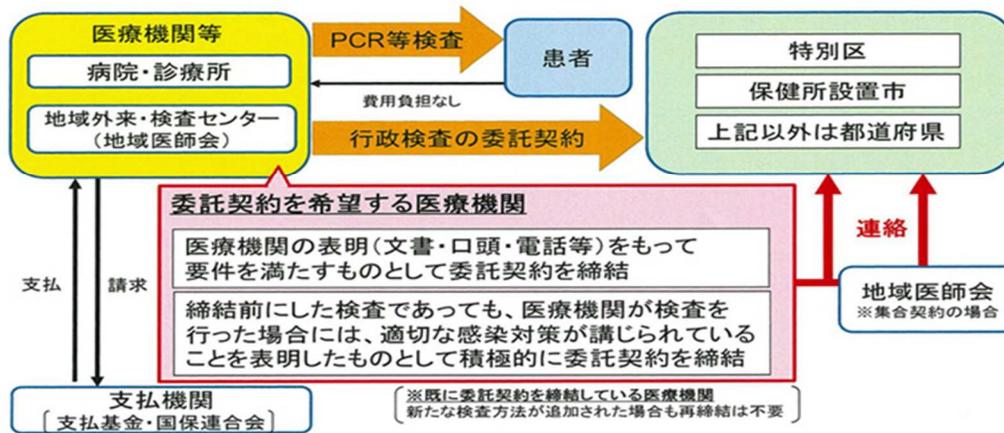
8 検査

① PCR検査(ウイルス、もしくはその断片の存在確定)

非常に手続きの簡素化と民間の検査機関の活躍で検査数は増加している

新型コロナウイルス感染症の行政検査の委託契約

当初より委託契約の要件が大幅に緩和された。しかし、厚生労働省より幾度となく事務連絡が出されており、行政(都道府県・市区)の担当者や検体検査機関、医療機関等が簡素化された内容を正確に把握できていないケースが散見される。



※詳細は厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の集合契約について(周知)」(令和2年9月9日付事務連絡)参照

1

(2020年9月9日日医会見資料より)

現在従来型のウイルスと変異株を区別して検出できるPCR検査も開発された。
(別掲23を参照)

② 抗原、抗体検査

いづれも手続きなどは簡素化され、できる施設は原則やってよい、という状況になっている。

抗原検査は臨床的な意義、判断材料としてどう扱うか、PCR検査結果と同じとは評価しにくい。

抗体検査は過去にコロナウイルスに感染したことがあるという証明になる。またコロナウイルス感染に対して抵抗性があるということもいえるかもしれない。しかし過大評価することもできない。

①、②ともに精度、時間短縮共に進んできている